

東淀川区要援護者支援に係る連絡調整業務を行う会計年度任用職員募集要項

1 摂集人数

1名

2 業務内容

会計年度任用職員の業務は、次のとおりとする。

(1) 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域との連携・調整業務

- ・要援護者見守りネットワークの充実に向けた取組み
- ・地域の実情に応じた地域での支え合いの支援策の検討・提案
- ・関係部署や警察署、地域団体などとの課題の解決策の検討及び連絡調整

(2) 災害時の避難行動要支援者の支援体制の構築

- ・平常時の見守りから災害時の支援へつなげる避難行動要支援者の支援体制の構築
- ・課題解決に向けた支援や関係局などとの解決策の検討
- ・災害時の福祉避難所等として使用する介護・高齢者福祉施設等との具体的な体制整備に向けた連絡調整

3 応募資格

(1) 任用に係る職の遂行に必要な知識及び技能を有する者

(2) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第16条（抜粋）】

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上（1）、（2）の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

・年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方は受験できません。

4 任用期間

令和8年4月1日（水曜日）から令和9年3月31日（水曜日）まで

※勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（2回まで最長3年）

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

午前9時00分から午後5時15分（休憩45分）

週4日30時間

(2) 休日

土曜日、日曜日、指定休（月曜日から金曜日のうち本市が指定する日）、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

※ただし、休日に勤務を命じた場合は、他の日に休日を振り替えます。

(3) 勤務場所

大阪市東淀川区豊新2－1－4 大阪市東淀川区役所1階（地域福祉相談）

(4) 報酬等

報酬（月額）	176,436円～238,032円
期末手当（6月、12月に支給）	820,427円～1,106,849円（6月、12月の合計額）
年収見込	2,937,659円～3,963,233円

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※期末手当は、実際の勤務日数によって変動する可能性があります。

※上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が支給されます。

上記報酬等は、令和8年1月21日時点（募集時点）のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次 休暇	付与日数：12日 付与期間：令和8年4月1日（任用日）～令和9年3月31日（任期満了日）
特別 休暇	【有給】 夏季休暇、忌引休暇、結婚休暇、災害等による通勤時の出勤困難な場合 等 【無給】 生理休暇、妊娠障害休暇、産前産後休暇、配偶者分べん休暇、育児参加休暇、育児時間休暇、 <u>子の看護休暇※1</u> 、 <u>短期介護休暇※1</u> 、ドナーハイバーン（※1）別途取得要件あり

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

(6) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険

(7) 服務

ア 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

イ 営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8) その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

- (1) 筆記（論文）試験
- (2) 口述（面接）試験

7 選考日時及び選考会場

日時：令和8年3月5日（木曜日）午前9時50分開始（午前9時30分集合）

場所：筆記試験 大阪市東淀川区役所 3階 304会議室

面接試験 大阪市東淀川区役所 4階 402会議室

8 申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。

※ 次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

(1) 会計年度任用職員採用申込書 1通

※過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

(2) 申し立て書 1通

申し立て書は、本市所定の様式に限ります。

※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。

(3) 「受験案内」送付用の定形封筒（長形3号）1通

※必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。

○採用申込書の受付期間等

(1) 持参する場合

ア 申込み期間

令和8年1月22日（木曜日）から令和8年2月18日（水曜日）まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く)

午前10時00分から午後5時00分まで

イ 申込書受付場所

〒533-8501 大阪市東淀川区豊新2-1-4

大阪市東淀川区役所保健福祉課（保健福祉（高齢者・障がい者））27番窓口（2階）

(2) 郵便等で送付する場合

ア 申込み期間

令和8年2月18日（水曜日）まで（当日必着）

※「要援護者支援に係る連絡調整業務会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

イ 申込書送付先

上記(1)イと同じ

○受験案内の送付

試験の時間等の詳細については、受験案内により受験者本人あてに通知します。

なお、令和8年3月2日（月曜日）までに受験案内が届かない場合は、東淀川区役所保健福祉課（保健福祉（高齢者・障がい者））へ連絡してください。

○結果の発表

合否については、受験者本人あてに送付します。

なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

令和8年3月19日（木曜日）までに結果が届かない場合は、東淀川区役所保健福祉課（保健福祉（高齢者・障がい者））へ連絡してください。

9 その他

- (1) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (2) 受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。
- (3) 本採用は令和8年度予算の発効をもって有効とします。

10 問合せ先

大阪市東淀川区役所保健福祉課（保健福祉（高齢者・障がい者））

〒533-8501 大阪市東淀川区豊新2－1－4

電話：06-4809-9857 ファックス：06-6327-2840

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと